



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
7月28日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規則

※滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (医療政策課) 1

規則

滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第48号

滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則 (昭和38年滋賀県規則第60号) の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

第1条の3中「第7号」を「第4号および第13号」に、「第8号」を「第14号および第21号」に改め、同条第1号中「もの」の右に「(助産師として業務に従事する場合にあつては、同条の規定に基づき許可を受けた病院)」を加え、同条第11号中「介護予防サービス事業(」の右に「同条第2項に規定する介護予防訪問入浴介護、」を、「介護予防訪問看護」の右に「、同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護または同条第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業」を加え、同条第19号とし、同条第10号中「居宅サービス事業(」の右に「同条第3項に規定する訪問入浴介護、」を、「訪問看護」の右に「、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護または同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業」を加え、同条第17号とし、同条の次に次の1号を加える。

(18) 介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業(同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業を除く。)を行う事業所

第1条の3第9号を同条第15号とし、同条の次に次の1号を加える。

(16) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

第1条の3第8号を削り、同条第7号を同条第13号とし、同条の次に次の1号を加える。

(14) 県および市町

第1条の3第6号を同条第7号とし、同条の次に次の5号を加える。

(8) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業所(医療的ケア児を通わせるものに限る。)

(9) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所(医療的ケア児を通わせるものに限る。)

(10) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所(医療的ケア児を通わせるものに限る。)

(11) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所(医療的ケア児を通わせるものに限る。)

(12) 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援(同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(主として重症心身障害児または医療的ケア児を通わせるものに限る。))、同条第3項に規定する医療型児童発達支援および同条第4項に規定する放課後等デイサービス(主として重症心身障害児または医療的ケア児を通わせるものに限る。))を行う事業所

第1条の3第5号中「のうち」の右に「乳児院、保育所(医療的ケア児(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。以下同じ。))を通わせるものに限る。)、幼保連携型認定こども園(医療的ケア児を通わせるものに限る。)、児童養護施設、」を、「障害児入所

施設()の右に「児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設(主として自閉症児(自閉症を主たる症状とする児童をいう。)または肢体不自由(同法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童を入所させるものに限る。)および」を、「限る。)」の右に「、児童発達支援センター(主として重症心身障害児(同法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。))または医療的ケア児を通わせるものに限る。))および児童心理治療施設」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 医療法第2条第1項に規定する助産所

第1条の3に次の7号を加える。

(20) 介護保険法第54条の2第1項本文の指定に係る同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業(同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業を除く。)を行う事業所

(21) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター

(22) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護または同条第12項に規定する自立訓練(身体機能の向上に係るものに限る。))を行う事業に限る。)を行う事業所

(23) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設のうち養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム

(24) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設

(25) 生活保護法第38条第3項に規定する更生施設

(26) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学および高等専門学校を除き、医療的ケア児を通わせるものに限る。))

第1条の3を第1条の2とする。

第2条中「別記様式第1号による修学資金貸与申請書にその者が現に在学する養成施設、大学または認定看護師教育機関の長の推薦書および次条第1項に規定する連帯保証人の印鑑登録証明書」を「知事の指定する期日までに、看護職員修学資金貸与申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 申請者の住民票記載事項証明書

(2) 新たに修学資金の貸与を受けようとする者にあつては、申請者の生計を維持する者に係る市町村長が発行する所得証明書

(3) 申請者の在学証明書

(4) その他知事が必要と認める書類

第3条に次の1項を加える。

3 修学生または修学生であつた者は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

第4条中「別記様式第2号による修学資金貸与決定通知書」を「看護職員修学資金貸与決定通知書(別記様式第2号)」に改める。

第5条を削る。

第6条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条第1項中「修学資金の貸与期間が満了したとき、または条例第5条の規定により修学資金の貸与の契約が解除されたときは、貸与を受けた修学資金の総額(以下「借用金額」という。)について、別記様式第4号による借用証書」を「前条の規定により貸与の決定の通知を受けたときは、知事の指定する期日までに、看護職員修学資金借用証書(別記様式第3号。以下「借用証書」という。)および誓約書(別記様式第4号)」に改め、同条第2項中「借用証書」の右に「および誓約書」を加え、「借用金額を一括して返還するよう請求する」を「前条の規定による貸与の決定を取り消す」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(貸与の方法)

第6条 知事は、前条第1項の規定により借用証書および誓約書を提出した者に対し、同項の借用証書に係る修学資金を毎月末日までに貸与する。ただし、特別の理由があるときは、数月分を合わせて貸与することができる。

第7条の見出しを「(届出)」に改め、同条第1項中「その旨を」を「看護職員修学資金異動届(別記様式第5号)に当該各号(第3号から第5号までを除く。)のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて」に改め、同項第3号中「もしくは大学」を「または大学」に、「もしくは退学し、または認定看護師教育課程の履修を停止し、もしくは履修しなくなつた」を「または退学した」に改め、同項第5号中「もしくは」を「または」に改め、「修了し、または認定看護師教育課程を」を削り、同項に次の1号を加える。

(7) 新たに連帯保証人を立てたとき。

第7条第2項中「その旨を」を「看護職員修学資金異動届に当該各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて」に改め、同項第1号中「または第6号」を「第6号または第7号」に改め、同項第2号中「1年」を「1年6月」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 業務に従事する施設または職種を変更したとき。

第7条第2項第4号中「看護職員の業務に従事したとき、その勤務場所を変更したとき、または」を削り、同条第3項中「その旨を知事に届け出」を「死亡届(別記様式第7号)を知事に提出し」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第8条第2号または第5号(育児休業により業務に従事できないと知事が認める場合に限る。)の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている者は、毎年度、知事の指定する期日までに、看護職員修学資金現況届(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

第8条中「別記様式第5号による修学資金貸与辞退届」を「看護職員修学資金貸与辞退届(別記様式第8号)」に改める。

第9条中「別記様式第6号による修学資金貸与契約解除(修学資金貸与停止)通知書」を「看護職員修学資金貸与契約解除(修学資金貸与停止)通知書(別記様式第9号)」に改める。

第10条第1項および第2項を削り、同条第3項中「返還義務者」を「条例第7条の規定により修学資金を返還しなければならない者」に改め、「ときは、」の右に「第5条第1項の規定により」を加え、「返還計画書」を「借用証書」に、「返還計画に」を「返還の方法および期間に」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項中「第1項」を「第5条第1項」に、「返還計画書」を「借用証書」に、「別記様式第8号による修学資金返還方法変更願」を「看護職員修学資金返還方法変更願(別記様式第10号)」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 連帯保証人の1人に対する修学資金の返還の債務の履行の請求は、修学資金の貸与を受けた者および他の連帯保証人に対しても、その効力を生ずる。

第11条第1項中「修学資金返還の」を「修学資金の返還の」に改め、「の猶予」の右に「(以下「修学資金返還猶予」という。)」を加え、「別記様式第9号による修学資金返還猶予申請書」を「看護職員修学資金返還猶予申請書(別記様式第11号)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第8条第4号の規定による求職の届出は、第7条第2項に規定する看護職員修学資金異動届に求職する旨を記載し、同項第4号に該当する事実を証明する書類を添えて行わなければならない。

第12条中「修学資金返還の債務の履行の猶予」を「修学資金返還猶予」に、「別記様式第10号による修学資金返還猶予決定通知書」を「看護職員修学資金返還猶予決定通知書(別記様式第12号)」に、「別記様式第11号による修学資金返還猶予不承認通知書」を「看護職員修学資金返還猶予不承認通知書(別記様式第13号)」に、「前条」を「前条第1項」に改め、「および連帯保証人」を削る。

第15条を第17条とし、第14条中「別記様式第13号による修学資金返還免除決定通知書」を「看護職員修学資金返還免除決定通知書(別記様式第15号)」に、「別記様式第14号による修学資金返還免除不承認通知書」を「看護職員修学資金返還免除不承認通知書(別記様式第16号)」に、「前条」を「第14条」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「別記様式第12号による修学資金返還免除申請書に同条第1項または第2項の各号」を「看護職員修学資金返還免除申請書(別記様式第14号)に同条第1項各号または第2項各号」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務に従事した期間の算定等)

第15条 条例第9条第1項各号および第2項各号の業務に従事した期間の算定は、次に掲げるところによる。

(1) 業務に従事した期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月までの月数によるものとする。ただし、これらの月において業務に従事した日数が15日未満であるときは、これらの月は業務に従事した期間に算入しない。

(2) 1週間当たりの業務に従事した時間が30時間以上(生計を一にする小学校就学の始期に達するまでの子のある者にあつては、20時間以上)であること。

第12条の次に次の1条を加える。

(返還猶予の期間)

第13条 条例第8条第5号(疾病または負傷により業務に従事できないと知事が認める場合に限る。)の規定により修学資金返還猶予をする期間は、通算して5年以内とする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記
様式第1号(第2条関係)

看護職員修学資金貸与申請書

資金	課程	修 学 生 番 号				

新規・継続の別	1 新規 2 継続	氏名	カタカナ	(姓)	(名)
			漢字		

性別	生 年 月 日				学 年	入 学 年 月			卒 業 ・ 修 了 (見込) 年 月		
	元号	年	月	日		元号	年	月	元号	年	月

貸 与 希 望 期 間							貸 与 希 望 月 額					
元号	年	月	から	元号	年	月	まで					円

※免許種類		※免許取得年月日	年	月	日	※免許番号					
養成施設等の名称			課程名								
過去に滋賀県から修学資金等の看護職員の確保に係る貸付金の貸与を受けたことの有無		有・無	左欄が有るとき		貸与を受けたときの養成施設等の名称および課程名						
					貸与を受けたときの氏名						

滋賀県看護職員修学資金貸与条例の規定により修学資金の貸与を受けたいので申請します。
 なお、貸与を受けることとなった上は、修学後、(滋賀県内に存する施設で滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則第1条の2に定めるものにおいて・滋賀県内において) 看護職員の業務に従事することを誓います。

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

住所 〒
氏名 ⑩
電話番号

連帯保証人 住所 〒
氏名 ⑩
生年月日
電話番号
本人との続柄

連帯保証人 住所 〒
氏名 ⑩
生年月日
電話番号
本人との続柄

注1 ※印欄は、大学院修学資金の貸与申請をする場合のみ記入してください。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第2号中「償還方法」を「返還方法」に、「同条例施行規則」を「滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則」に改める。

別記様式第3号および別記様式第4号を次のように改める。

様式第3号(第5条関係)

(表)
看護職員修学資金借用証書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

修学生番号
貸与時課程
養成施設等の名称
住所 〒
氏名 ⑩
電話番号

連帯保証人 住所 〒
氏名 ⑩
生年月日
電話番号
本人との続柄

連帯保証人 住所 〒
氏名 ⑩
生年月日
電話番号
本人との続柄

滋賀県看護職員修学資金貸与条例および滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則の規定により次のとおり借用します。借用した修学資金については、同条例および同規則の規定ならびに裏面の誓約事項を守り、納期限までに必ず返還することを誓約します。

資金の区分	
借 用 金 額	円(月 円)
借 用 期 間	年 月から 年 月まで
返 還 方 法	1 一括払 2 月賦 3 半年賦 ※希望する返還方法を○で囲んでください。
返 還 期 間	当該修学資金の貸与に係る養成施設を卒業し、または当該修学資金の貸与に係る修士課程を修了した日(契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)の属する月の翌月から起算して、貸与相当期間(返還の債務の履行の猶予を受けたときは、貸与相当期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内

- 注1 氏名欄は、いずれもそれぞれ該当する者が自署し、押印してください。
 2 連帯保証人の印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を添付してください。
 3 印鑑登録証明書は、提出の日の前3か月以内に発行されたものを添付してください。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(裏)

(誓約事項)

- 1 修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払います。
- 2 修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、表面に記載の返還方法および返還期間にかかわらず、直ちに返還の債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。
- 3 連帯保証人は修学資金の貸与を受けた者が貸与を受けた修学資金の返還の債務の全部について、連帯して債務を負担します。
- 4 連帯保証人の1人に対する返還の債務の履行の請求は、修学資金の貸与を受けた者および他の連帯保証人に対しても、その効力を生ずることとするについて、異議はありません。

様式第4号(第5条関係)

(その1)

誓 約 書

滋賀県看護職員修学資金の貸与を受けることとなつた上は、滋賀県看護職員修学資金貸与条例および滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則の条項を堅く守るとともに、養成施設卒業に係る看護職員の免許取得後直ちに、同規則第1条の2に定める特定施設において看護職員の業務に従事することを誓約いたします。

年 月 日

滋賀県知事 宛て

(修学生)

住所

氏名

印

(その2)

誓 約 書

滋賀県看護職員修学資金の貸与を受けることとなつた上は、滋賀県看護職員修学資金貸与条例および滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則の条項を堅く守るとともに、修士課程を修了した日から1年を経過する日までに、県内において看護職員の業務に従事することを誓約いたします。

年 月 日

滋賀県知事 宛て

(修学生)

住所

氏名



別記様式第14号中「(第14条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を別記様式第16号とする。
別記様式第13号中「(第14条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を別記様式第15号とする。
別記様式第12号を削り、別記様式第11号を別記様式第13号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第14号(第14条関係)

看護職員修学資金返還免除申請書

資金	課程	修 学 生 番 号			

免除申請理由	(1) 特定施設において業務に従事した期間が5年以上となった。
	(2) 修士課程修了後、県内において業務に従事した期間が5年以上となった。
	(3) 業務上の理由による死亡または心身の故障により、業務が継続できなくなった。
	(4) 特定施設において業務に従事した期間が貸与期間に相当する期間以上となった。
	(5) 業務に従事した期間が貸与期間に相当する期間以上となった。
	(6) 死亡または心身の故障により、返還できなくなった。
	(7) その他特別な理由 ()

貸与金額 ①	円	返還済額 ②	円
免除の対象債務 ③ = (① - ②)	円	免除申請額 ④	円
返還債務の残額 ⑤ = (① - ② - ④)	円		

貸与期間	年 月 から 年 月 まで			
※1 免許種類	※2 免許取得年月日	年 月 日	※3 免許番号	
※4 修士課程の修了年月日		年 月 日		

就 業 し た 施 設		
期 間	施 設 名	従 事 し た 職 種
年 月 から 年 月 まで		
年 月 から 年 月 まで		
年 月 から 年 月 まで		
年 月 から 年 月 まで		
年 月 から 年 月 まで		

上記のとおり修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

本人 住所 〒
氏名
電話番号 ㊞

注1 ※1欄から※3欄までは、大学院修学資金の貸与に係る修学生であつた者は、記入する必要はありません。
2 ※4欄は、大学院修学資金の貸与に係る修学生であつた者のみ記入してください。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第10号を別記様式第12号とする。

別記様式第7号から様式第9号までを削り、別記様式第6号を別記様式第9号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第10号(第10条関係)

看護職員修学資金返還方法変更願

資金	課程	修 学 生 番 号			

貸与金額 ①										円	免除金額 ②										円
返還済額 ③										円	返還方法変更後の返還金額 ④ = (① - ② - ③)										円

返 還 方 法	変更前	1 一括払	2 月賦	3 半年賦
	変更後	1 一括払	2 月賦	3 半年賦

変更後の返還期間	元号	年	月	から	返還回数		回

変更後の第1回目返還額										円	変更後の第2回目以降返還額										円
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

変更の理由	
-------	--

上記のとおり返還方法を変更したいので承認をお願いします。

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

本人 住所 〒
氏名
電話番号

④

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第11号(第11条関係)

(その1)

(表)

看護職員修学資金返還猶予申請書

(看護師等修学資金・准看護師修学資金)

資金	課程	修 学 生 番 号					

猶予申請額	円	猶予 期間	元号	年	月	か	元号	年	月	ま
						ら				で

※1 猶予申請 理由	(1) 修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き当該養成施設に在学している。 (2) 看護職員の免許を既に取得しており、特定施設において引き続き5年間業務従事する見込みである。 (3) 養成施設を卒業した日から1年6月を経過する日までに看護職員の免許を取得する見込みであり、当該免許を取得後、直ちに特定施設において引き続き5年間業務従事する見込みである。 (4) 育児休業もしくは産前産後休暇またはこれらに相当する休業等を取得する。 (5) 当該養成施設を卒業した後、他種の養成施設または大学院の看護を専攻とする修士課程もしくは博士課程に在学している。 (6) 特定施設を退職した後、求職の届出をして他の特定施設に就業する見込みである。 (7) 上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できない。 (具体的な理由：)
------------------	--

卒業した養成施設名 (課程まで)		卒業年月				元号	年	月
※2 免許 種類	※2 免許取得 年月日	元号	年	月	日	※2 免許 番号		

※3 就業または進学年 月日	元号	年	月	日
----------------------	----	---	---	---

※3 就業先または進 学先	所在地	
	施設名	

※4 (就業の場合のみ) 週当たりの業務 時間数	(1) 週30時間以上 (2) 週20時間以上30時間未満 (3) その他 (具体的な内容：)
-----------------------------------	---

上記のとおり修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

本人 住所 〒
氏名
電話番号

Ⓜ

(裏)

注1 ※1欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。

2 ※1欄の(1)に該当する者は、「就業先または進学先」欄に現在在学する学校名(課程名まで)を記入してください。

3 ※1欄の(6)に該当する者は、「就業先または進学先」欄は空欄とし、この申請書と併せて「看護職員修学資金異動届(別記様式第5号)その7(離職・求職届出用)」を提出してください。

4 ※1欄の(7)に該当する者は、当該事由の発生を証明する書類を添付してください。

5 ※2欄は、免許取得後に初めて就業する場合に限り記入し、看護職員の免許証または登録済証明書の写しを添付してください。

6 ※3欄は、就業または進学をした場合に記入してください。就業の場合は就業した施設の就業証明書を、進学の場合は在学証明書を添付してください。

7 ※4欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。

8 ※4欄の(2)に該当する者は、生計を一にする小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合にのみ返還猶予の対象になりますので、その事実を証明する書類を添付してください。

9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(その2)

(表)
看護職員修学資金返還猶予申請書
(大学院修学資金)

資金	課程	修 学 生 番 号					

猶予申請額	円	猶予 期間	元号	年	月	か ら	元号	年	月	ま で
※1 猶予申請 理由	(1) 修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き当該修士課程に在学している。 (2) 既に県内において業務に従事しており、県内において引き続き5年間業務に従事する見込みである。 (3) 修士課程を修了した日から1年を経過する日までに県内において業務に従事する見込みであり、その後、県内において引き続き5年間業務に従事する見込みである。 (4) 育児休業もしくは産前産後休暇またはこれらに相当する休業等を取得する。 (5) 上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できない。 (具体的理由：)									

修了した大学院名 (課程まで)	修了年月	元号	年	月

※2 就業または進学年 月日	元号	年	月	日

※2 就業先または進 学先	所在地
	施設名

※3 (就業の場合のみ) 週当たりの業務 時間数	(1) 週30時間以上 (2) 週20時間以上30時間未満 (3) その他 (具体的な内容：)
-----------------------------------	---

上記のとおり修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

本人 住所 〒
氏名
電話番号

印

(裏)

注1 ※1欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。

2 ※1欄の(1)に該当する者は、「就業先または進学先」欄に現在在学する大学院名(課程名まで)を記入してください。

3 ※1欄の(5)に該当する者は、当該事由の発生を証明する書類を添付してください。

4 ※2欄は、就業または進学をした場合に記入してください。就業の場合は就業した施設の就業証明書を、進学の場合は在学証明書を添付してください。

5 ※3欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。

6 ※3欄の(2)に該当する者は、生計を一にする小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合にのみ返還猶予の対象になりますので、その事実を証明する書類を添付してください。

7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第5号中	「養成施設等 の 名 称 課 程 学 年 修学生番号 氏 名	を	「養成施設等の名称 課程 学年 修学生番号 氏名 電話番号	に改め、 ④ 」
----------	---	---	--	----------------

同様式を別記様式第8号とし、別記様式第4号の次に次の3様式を加える。

様式第5号(第7条関係)
(その1)看護職員修学資金異動届
(氏名・住所等変更用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事修学生番号
氏名
電話番号

修学生または修学生であつた者

について次のとおり異動がありましたので届け出ます。

連帯保証人

変更事項		
変更内容	新	
	旧	

注1 氏名または住所の変更の場合は、住民票記載事項証明書を添付してください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(その2)

看護職員修学資金異動届
(心身の故障発生届出用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

養成施設等の名称
課程
学年
修学生番号
氏名
電話番号

次のとおり心身の故障により修学が困難となりましたので届け出ます。

傷病名	
診断日	年 月 日
備考	

注1 心身の故障により修学が困難となったことを証明する資料を添付してください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(その3)

看護職員修学資金異動届
(休学・停学その他の処分用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

養成施設等の名称
課程
学年
修学生番号
氏名
電話番号

休学し

次のとおり 停学処分を受け ましたので届け出ます。

() 処分を受け

- 1 休学(停学等)開始日 年 月 日
- 2 理由
- 3 復学予定日 年 月 日

休学を許可

上記のとおり 停学処分に しました。

() 処分に

年 月 日

(学校名)
(学校長名)



注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(その4)

看護職員修学資金異動届
(復学用)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

養成施設等の名称
課程
学年
修学生番号
氏名
電話番号

次のとおり復学しましたので届け出ます。

復学した日 年 月 日

上記のとおり復学を許可しました。

年 月 日

(学校名)
(学校長名)



注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(その5)

看護職員修学資金異動届
(退学用)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

養成施設等の名称

課程

学年

修学生番号

氏名

電話番号

次のとおり退学しましたので届け出ます。

退学した日 年 月 日

上記のとおり退学を許可しました。

年 月 日

(学校名)

(学校長名)



注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(その6)

看護職員修学資金異動届
(卒業・修了用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

養成施設等の名称
課程
学年
修学生番号
氏名
電話番号

次のとおり 養成施設を卒業 修了課程を修了 しましたので届け出ます。

卒業(修了)した日 年 月 日

上記の内容について、相違ありません。

年 月 日

(学校名)
(学校長名)



注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(その7)

看護職員修学資金異動届
(連帯保証人変更届出用)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

私(連帯保証人:)は、

(修学資金の貸与を受けた者:)が貸与を受けた次の1および2に記載の滋賀県看護職員修学資金の返還債務および延滞利子について、連帯して債務を負担します。

1 対象債務(滋賀県看護職員修学資金の返還債務および延滞利子)

修学生番号	
修学資金の貸与を受けた者	
借入金額	① = ② + ③
返還期間	年 月 から 年 月 まで
返還方法	一括払 ・ 月賦 ・ 半年賦 (いずれかを○で囲んでください。)
各回の返還金額	借入金額を返還回数で除した金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。その場合の差額は1回目の返還金額で調整。)
延滞利子	当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5%の割合を乗じて計算した金額
その他	本書に記載のないその他の条件などは、滋賀県看護職員修学資金貸与条例および滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則の規定による。

2 対象債務の現状

納入通知済額	②
未納額	②のうち 年 月 日 時点で未納となっているもの
今後、納入通知する額	③
延滞利子の額	年 月 日 時点の金額

3 (新)連帯保証人

住所	〒		
氏名	④	生年月日	年 月 日
電話番号	() -	本人との続柄	

注1 氏名欄は、自署し、押印してください。

2 連帯保証人の印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を添付してください。

3 印鑑登録証明書は、提出の日の前3か月以内に発行されたものを添付してください。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(その8)

看護職員修学資金異動届
(免許取得届出用)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

修学生番号

住所 〒

氏名

電話番号

次のとおり免許を取得しましたので届け出ます。

※1 免許の種類	保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師
登録都道府県	
登録年月日	年 月 日
登録番号	
※2 添付書類	免許証の写し ・ 登録済み証明書の写し
備考	

注 ※1欄および※2欄は、該当する項目を○で囲んでください。

(その9)

看護職員修学資金異動届
(就業施設・職種変更届出用)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

修学生番号

住所 〒

氏名

電話番号

施設

業務に従事する 施設 について次のとおり変更したので届け出ます。

職種

変更年月日 (就業年月日)		年 月 日
変更後	就業施設の所在地	
	就業施設名	
	※1 職種	保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師
変更前	就業施設の所在地	
	就業施設名	
	※1 職種	保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師
※2 週当たりの業務時間数	(1) 週30時間以上 (2) 週20時間以上30時間未満 (3) その他 (具体的な内容:)	

注1 変更前および変更後の就業施設の就業証明書を添付してください。

2 ※1欄および※2欄は、該当する項目(番号)を○で囲んでください。

3 ※2欄の(2)に該当する者で、返還猶予を受けているものは、生計を一にする小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合にのみ返還猶予の対象になりますので、その事実を証明する書類を添付してください。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(その10)

看護職員修学資金異動届
(離職・求職届出用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

修学生番号
住所 〒
氏名
電話番号

次のとおり業務に従事しなくなりましたので届け出ます。

離職年月日		年 月 日
離職した就業先	所在地	
	名称	
離職の理由 (該当する項目の番号を○で囲んでください。)		1 県内の他の特定施設で看護職員の業務に従事する(見込みである)ため。 (就業予定の施設名:) 2 特定施設以外の県内施設で看護職員の業務に従事する(見込みである)ため。 (就業予定の施設名:) 3 県外施設で看護職員の業務に従事する(見込みである)ため。 (就業予定の都道府県:) 4 その他 ()

離職の理由が1の場合のみ、以下も記入してください。

離職日から3月以内に特定施設に就職する意思 (いずれかを○で囲んでください。)	有(注1)・無
就業予定年月	年 月

注1 有に該当する者で、返還猶予を受けようとするものは、この届と同時に「看護職員修学資金返還猶予申請書(別記様式第11号)」を提出してください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第6号(第7条関係)

(その1)

看護職員修学資金現況届
(看護師等修学資金、准看護師修学資金用)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

修学生番号

住所 〒

氏名

電話番号

次のとおり現況について届け出ます。

(該当する項目の番号を○で囲んでください。)

- 1 滋賀県内の特定施設において看護職員の業務に従事している。
(就業先の名称:)
- 2 滋賀県内の特定施設において育児休業を取得中である。
(就業先の名称:)
- 3 免許未取得であり、かつ、卒業から1年6月を経過していない。
- 4 その他
()

注1 上記1または2に該当する場合は、就業証明書を添付してください。
 2 上記4に該当する場合は、括弧内に現在の状況を具体的に記入してください。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(その2)

看護職員修学資金現況届
(大学院修学資金用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

修学生番号
住所 〒
氏名
電話番号

次のとおり現況について届け出ます。

(該当する項目の番号を○で囲んでください。)

- 1 滋賀県内において看護職員の業務に従事している。
(就業先の名称：)
- 2 滋賀県内の就業先において育児休業を取得中である。
(就業先の名称：)
- 3 現在未就業であり、かつ、修士課程修了から1年を経過していない。
- 4 その他
()

注1 上記1または2に該当する場合は、就業証明書を添付してください。
 2 上記4に該当する場合は、括弧内に現在の状況を具体的に記入してください。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第7号(第7条関係)

死亡届

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

(届出者(連帯保証人))

住所 〒

氏名

電話番号

本人との続柄

修学生

次のとおり 修学生が死亡したので、届け出ます。

修学生であつた者

- 1 修学生または修学生であつた者の氏名
- 2 死亡年月日 年 月 日
- 3 死因
- 4 在籍する養成施設、大学院または就業先の名称

注1 死亡の事実を証明する書類またはその写しを添付してください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に新たに修学資金の貸与を受けることになる者（過去に滋賀県看護職員修学資金貸与条例（昭和38年滋賀県条例第11号）第3条各号に掲げる修学資金のいずれかの貸与を受けていた者で、当該修学資金と異なる修学資金の貸与を新たに受けることとなるもの（以下「既貸与者」という。）を含む。）について適用し、同日前に既に修学資金の貸与を受けている者（既貸与者を除く。）については、なお従前の例による。